

脱炭素化設備等導入促進支援事業

「よくあるご質問」

省エネ最適化診断 編

1. 対象者について
2. 申請について
3. 脱炭素化アドバイザー派遣事業について

1. 対象者について

Q-1 省エネ最適化診断受診の対象者は？

市内に事業所を有し、納付すべき市税に未納がなく、次の①または②のいずれかに該当し、且つ③または④のいずれかに該当する者。

- ① 中小企業基本法に定める中小企業（ただし次のア及びイに該当する者は対象外）
または個人事業主
ア 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者
イ 直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者
- ② 年間エネルギー使用量（原油換算）が、原則として100kL以上1,500kL未満の事業所（ただし、100kL未満でも、低圧電力、高圧電力もしくは特別高圧電力で受電している場合は対象となります。）
【参考】エネルギー使用量（原油換算値）100kL＝電気使用量 約40万kWh
- ③ 原則として、製造業または倉庫業事業者であること。
- ④ ③以外の業種で、事業所全体のエネルギー効率化に係る診断や、診断結果に基づき空調または照明以外の高効率設備の導入・更新等を検討していること。

製造業または倉庫業以外の業種で、空調または照明（もしくはその両方）のみを導入する予定の事業者は、「簡易省エネ診断」の受診対象となります。

Q-2 中小企業者とは？

中小企業基本法に基づく以下のいずれかの要件に該当する法人のこと。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（下記3業種 以外の業種）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※ただし、上記Q-1-①のただし書きに該当する場合を除く。

Q-3 個人事業主ですが尼崎市外在住です。対象となりますか？

お住まいが尼崎市外でも、申請者が代表者として営む事業所（店舗、工場、事務所等）が尼崎市内在れば対象となります。

Q-4 尼崎市内に複数の事業所を展開していますが、事業所ごとに申請できますか？

出来ません。1事業者につき1事業所のみ申請となりますので、実施施設を十分に精査し申請してください。

Q-5 社会福祉法人や医療法人、一般社団・財団法人等の各種私法人は対象となりますか？

医療法人、社会福祉法人などは中小企業基本法に基づく中小企業者には該当しませんが、Q-1-②（年間エネルギー使用量基準）に該当する場合は対象となります。

年間エネルギー使用量が100kL未満の場合でも、多くの場合、空調用などで電気契約を低圧にて契約していることがありますので、ご確認ください。低圧契約をされている場合は対象となります。

Q-6 医師、士業は対象となりますか？

確定申告において事業収入として計上されている場合は個人事業主として対象となります。一方、給与収入等で計上されている場合は、個人事業主ではなく、勤務先との雇用関係があるとみなされるため、対象にはなりません。

また、各士業法人については、Q-2に記載のサービス業とみなし、条件に合致する場合は中小企業者として対象となります。

なお、事業収入と給与収入の両方の収入があるケースについては、収入の合計額に対して事業収入が5割以上を占めている場合は、特例的に個人事業主として取り扱います。

Q-7 不動産業は対象となりますか？

自己所有物件（いわゆる大家）である場合は対象となります。なお、診断受診の対象は共用部の設備のみとなります。各戸居住区域内の設備は対象外となります。

法人・・・診断の対象となる物件が自己所有の場合は対象となります。（所有者が別に

いる場合は対象外です。)

個人事業主・・・法人と同様で、診断の対象となる物件が自己所有の場合は対象となります。ただし、確定申告において当該業に係る収入を事業収入として計上されている場合に限り対象となります。なお、事業収入と給与収入の両方の収入があるケースについては、収入の合計額に対して事業収入が5割以上を占めている場合は、特例的に個人事業主として取り扱います。

Q-8 集合住宅（マンション、アパート等）の部屋のみを所有し、賃料収入を得ています。この場合は対象となりますか？

対象外です。不動産については、建物の共用部のみが診断の対象となります。各戸（部屋）については共用部が存在しないため、対象にはなりません。

Q-9 定まった事業所をもたない個人事業主（いわゆるフリーランス）ですが対象となりますか？

省エネ最適化診断を行う事業所が特定できないため、対象にはなりません。

Q-10 農家は対象となりますか？

個人が営む農林水産業であってもQ-1-②（年間エネルギー使用料基準）に該当する事業所（事務所等）を有している場合は、個人事業主として対象となります。

Q-11 なぜ製造業と倉庫業は簡易省エネ診断ではなく省エネ最適化診断の受診しかできないのですか？

製造業の事業拠点となる工場や、倉庫業の拠点となる倉庫は延べ床面積が広く、照明器具や空調が数多く設置されていることが多いため、簡易的な診断では全体のエネルギー状況等を把握することが難しいためです。そのため、それらの業種には、原則として（一財）省エネルギーセンターの専門員が実施する省エネ最適化診断を受診いただくこととしています。

Q-12 製造業と倉庫業以外は必ず簡易省エネ診断を受診できますか？

簡易省エネ診断は、小規模施設を簡易的に診断することを目的としているため、製造業や倉庫業以外の事業者においても、大規模施設を所有されているなど、簡易的な診断を実施することが困難と判断される場合は、省エネ最適化診断の受診に変更していただくことがあります。

また、そのほかにも空調および照明設備以外を導入等する場合は、省エネ最適化診断の受診が必要となります。

Q-13 診断してほしい設備は空調と照明だけです。この場合は省エネ最適化診断の対象となりますか？

原則として対象外です。簡易省エネ診断を受診してください。ただし、簡易省エネ診断の申し込み件数が多いなど、状況によっては、空調や照明設備のみの診断希望者であっても省エネ最適化診断の受診とさせていただく場合もあります。

なお、製造業または倉庫業の場合は、診断希望設備が空調または照明のみの場合であっても、省エネ最適化診断の受診が対象となります。(簡易省エネ診断は受診対象外です)

Q-14 昨年度(令和4年度)にすでに省エネ最適化診断を受診し、省エネ設備の導入補助金の交付を受けています。この場合、今年も診断の受診及び補助金の受給はできますか？

当初募集では、令和5年度に初めて申請される方のみ受付をいたします。10月1日以降、予算枠に余裕がある場合に限り、2次募集を行います。2次募集では令和4年度に当該診断の受診および補助金の交付を受けた方も補助対象とする予定です。

2. 申請について

Q-15 省エネ最適化診断はどのように申し込み（申請）すればよいですか？

「脱炭素化アドバイザー派遣申請書」に必要事項を記入し、（公財）尼崎地域産業活性化機構までご提出ください。申請書は尼崎市公式ホームページ「令和5年度脱炭素化設備等導入促進支援事業」からダウンロードいただけます。

Q-16 申請から診断まではどのような流れですか？

「脱炭素化アドバイザー派遣申請書」をご提出いただいた後、（一財）省エネルギーセンターによる「省エネ最適化診断申込書」の作成支援や診断実施日時の調整を行います。診断受診後、診断結果に関する説明等を行うとともに、診断結果に基づいた既存設備の省エネ運用改善や省エネ設備等の導入について具体的な提案やアドバイス等を記した「省エネ最適化診断報告書」が作成されます。

なお、「省エネ最適化診断報告書」はその後の「省エネ最適化診断補助金」や「省エネ設備導入補助金」申請時に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

Q-17 一般財団法人省エネルギーセンターとはどのような団体ですか？

省エネ推進等の受託事業、エネルギー管理士試験などを実施する一般財団法人であり、資源エネルギー庁の関連団体です。省エネのプロとして、これまでに数多くの診断を実施しています。

Q-18 診断受診後、省エネ設備の導入等の補助金を受けることはできますか？

可能です。省エネ最適化診断の結果に基づいた省エネ設備の導入や更新に対し、最大100万円（補助率2/3）までの補助金を受けることができます。なお、空調または照明設備のみの導入・更新を検討されている場合は、簡易省エネ診断の受診が可能です。

Q-19 申請書提出から診断完了までどれくらいの期間がかかりますか？

実施時期や混雑状況等によって変わりますが、概ね下記の期間が必要になります。
※申請ごとに所要期間が異なるため、幅を持たせた機関となっています。

【事業期間の目安】

[事前支援] 申請書の提出～省エネ最適化診断申込書の受領 約2～3週間

[省エネ診断] 診断の実施～診断報告書の受領及び説明会実施 約1～2カ月

[事後支援] 専門家の派遣～専門家の相談 約1～2カ月

3. 脱炭素化アドバイザー派遣事業について

Q-20 事前支援は、具体的にどのような支援をしてもらえますか？

一般財団法人省エネルギーセンターから、「省エネ最適化診断申込書」の作成支援や重点的に診断を行うべき項目について必要なアドバイス等が受けられます。

Q-21 事後支援は、具体的にどのような支援をしてもらえますか？

「省エネ最適化診断」受診後に、診断結果に関するわかりやすい説明等とともに、診断結果に基づいた既存設備の省エネ運用改善や省エネ設備等の導入について具体的な提案やアドバイス等が受けられます。

Q-22 アドバイザー派遣事業のみ受けられますか？

アドバイザーの派遣は、脱炭素化の取組の基本となる「省エネ最適化診断」の受診と必要な運用改善等を円滑に行うための支援が目的であるため、アドバイザー派遣のみの受付は出来ません。

令和5年6月1日 制定

令和5年6月9日 改定